

11月9日(日)は衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

衆議院の解散により選挙が行われます。
今後の国政の在り方を方向づけるうえで、重要な意義を持つ選挙です。
大切な一票、みんなそろって投票しましょう。

選挙一口メモ

衆議院議員の選挙は小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの投票を行うこととなります。また、最高裁判所裁判官国民審査の投票もありますので、全部で3つの投票を行うこととなります。

【熊野町で投票できる人】

昭和58年11月10日までに生まれた人で、平成15年7月27日までに住民登録がしてあり、引き続き町内に住んでいる人。

【町内転居】

平成15年10月18日以降に町内に転居した人は、前住所の投票所で投票してください。

【不在者投票】

投票日に仕事やレジャーの予定のある人は、公示日から投票日前日の午後8時まで「不在者投票」をすることができます。土曜日、日曜日、祝日も午後8時まで「不在者投票」ができます。

期間

衆議院議員総選挙

10月28日(火)～11月8日(土)

最高裁判所裁判官国民審査

11月2日(日)～11月8日(土)

時間 午前8時半～

午後8時

場所 役場内2階

情報コーナー

持参物 入場券届いている場合

※ 入場券は、できるだけ皆さんのお手元に届くように郵便局と連絡をとっています。

選挙管理委員会に返送されるものもかなりあります。

もし、選挙権があるのに届かない場合や紛失した場合は、投票日に直接投票所にお越しください。

なお入場券は、10月29日頃から郵送する予定です。

～政治家の寄附は禁止 有権者が求めるのも禁止～

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

違反すると罰せられます。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現させましょう。



政治家の寄附は
レッドカード

寄附はダメ!

投票所名	区 域	投票 場 所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神・新宮	東公民館
第7投票所	平谷・貴船・柿迫	西公民館
第8投票所	川角・石神・神田・東山	第三小学校体育館

【投票所】

【投票日】
11月9日(日)
午前7時～
午後8時

問合せ先
委員会
TEL 820-55625
(総務課)

熊野町選挙管理

